琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画について

商工観光課

平成31年４月に施行した「琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、検討委員会を設置し、次のとおり中小企業・小規模企業振興基本計画の策定を進めてきました。

１　目的

町内中小企業・小規模企業の安定経営と地域経済の持続的発展を図るもの。

２　検討委員構成

琴浦町商工会(会長・青年部長・女性部長・事務長)、金融機関、教育機関、倉吉公共職業安定所、琴浦町、県商工労働部(オブザーバー)

３　計画期間

令和２年度～令和６年度(５年間)
(おおむね３年ごとに基本計画に検討を加え、必要に応じ見直しを図る。)

４　計画概要

基本的施策及び重点的施策の課題と取組について

（１）　基本的施策(条例第５条)

【計画の柱】

ア　『しごと』

経営の安定及び革新、経営基盤の整備、新事業の創出及び起業支援、資金調達の円滑化

イ　『ひと』

人材育成・確保及び雇用、労働環境の改善、事業承継の促進

ウ　『つながり』

支援・連携ネットワークの構築、情報の収集及び提供

（２）　重点的施策

『重点』　地域内の経済循環の促進、琴浦ブランド化の推進と販路拡大

５　検討委員会の実施

・第１回検討委員会　　令和元年　８月 27 日
・第２回検討委員会　　令和元年 10 月　１日
・第３回検討委員会　　令和元年 12 月　３日
・パブリックコメント　　令和２年　１月　６日　～　１月 27 日(３週間)

琴浦町中小企業・小規模企業振興
基本計画（案）

２０２０年　月

琴浦町

目　次

第１章　基本計画策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．中小企業・小規模企業者の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３．計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

４．計画期間と見直し時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

５．計画の進捗管理と効果検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

１．将来像、計画の柱、基本的・重点的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第３章　課題、取組み施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

1.　基本的施策の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

2.　重点的施策の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

※　**参考資料**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

１．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

２．琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

第１章　基本計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

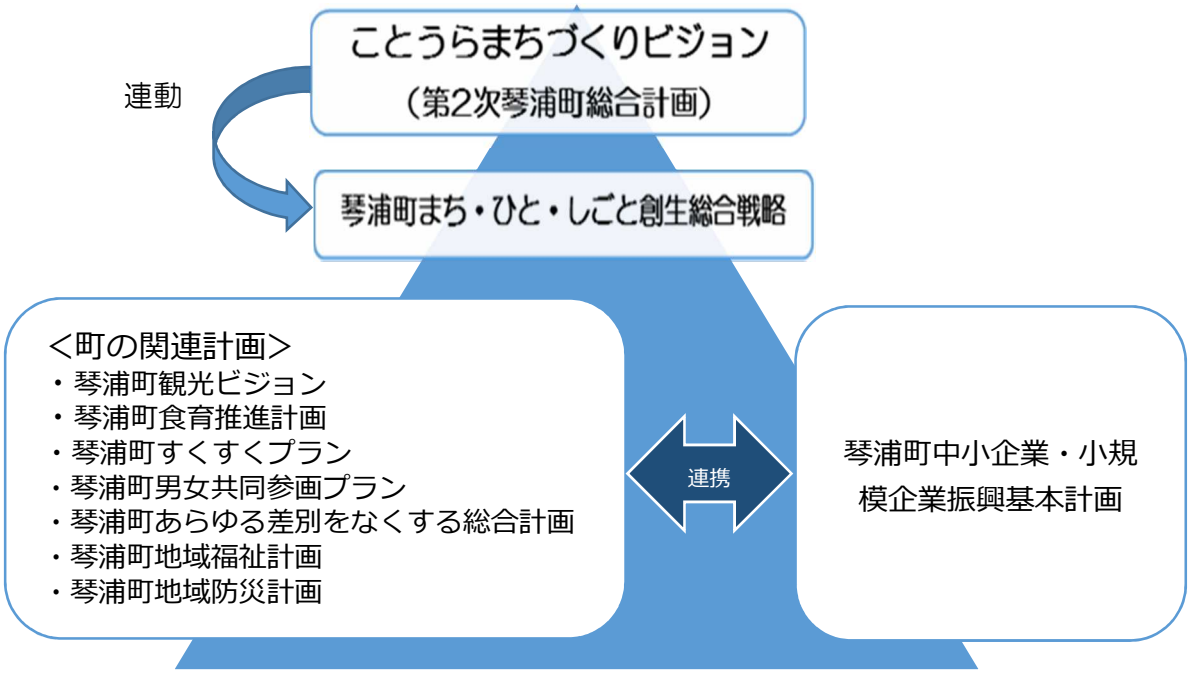
琴浦町は、県内町村の中でもトップの事業所数を誇り、小売業、サービス業及び建設業を中心に多様な業種が町の経済・雇用を支えています。しかし、近年、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化の進行や人口減少といった社会情勢の変化や情報通信技術の更なる発展など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況の中、中小企業・小規模企業の安定経営と地域経済の持続的発展を図るため、企業努力はもちろんのこと、町、町民及び支援機関等が連携し、中小企業・小規模企業の振興を図ることが必要不可欠です。このため、町では、中小企業・小規模企業の振興を町政の重要な柱と位置づけ2019 年４月に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という）を施行しました。本計画は、条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進をすることを目的としています。

２．中小企業・小規模企業の定義

本計画において、中小企業及び小規模企業とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定により下記の範囲とします。

業種	中小企業 （以下のいずれかを満たすこと）		小規模企業
	資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製造業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5000 万円以下	50 人以下	5 人以下

３．計画の位置づけ



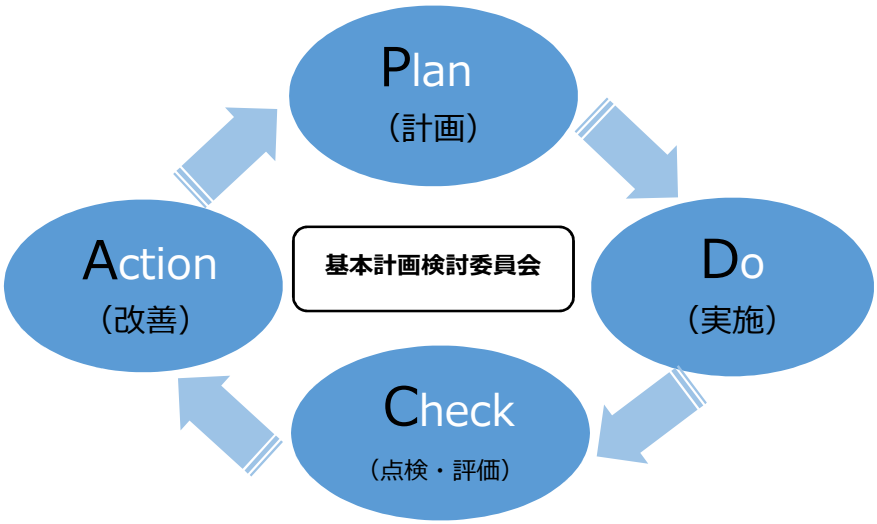
４．計画期間と見直し時期

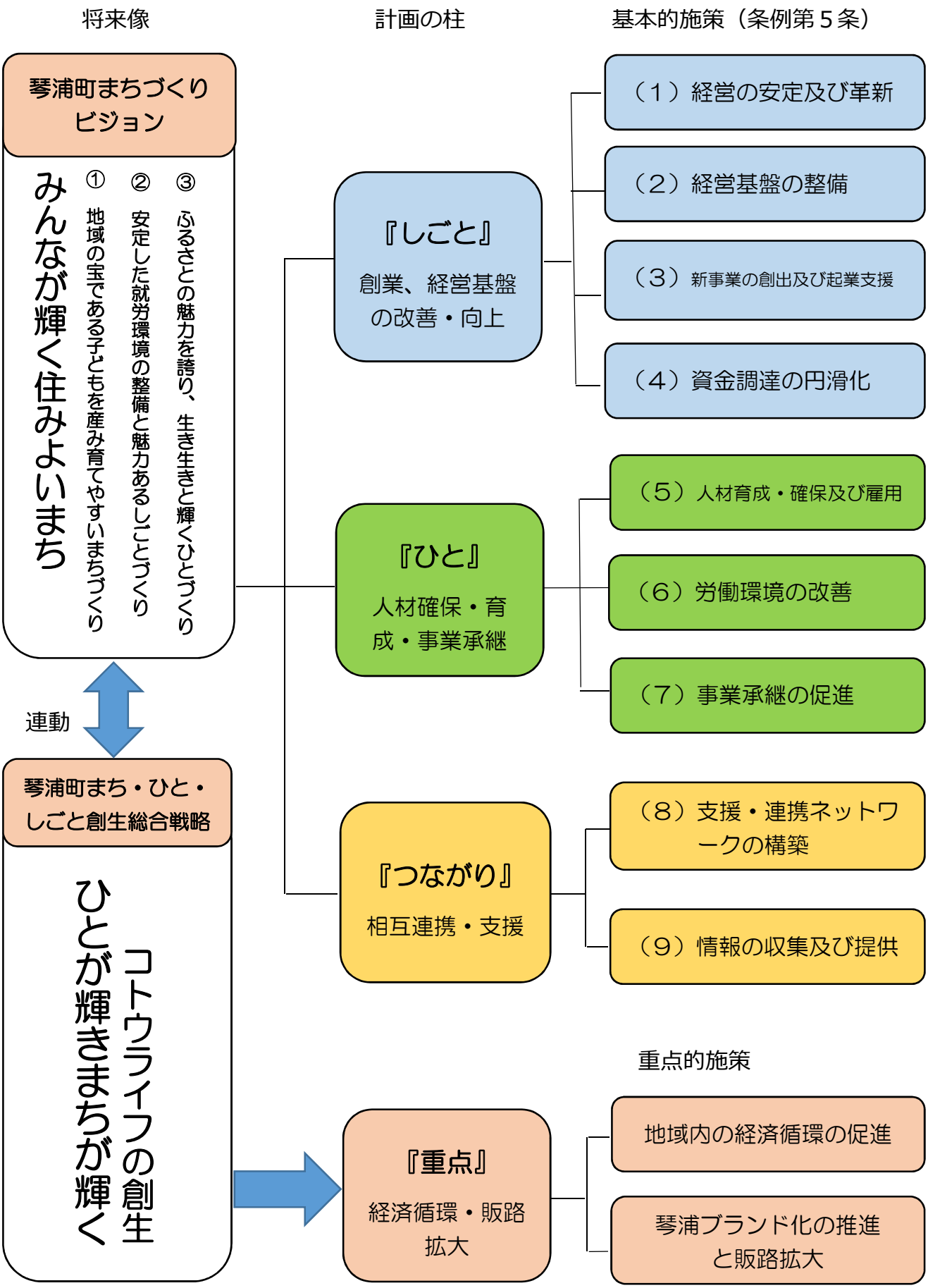
令和２年度（２０２０年度）から令和６年度（２０２４年度）までの５年間とします。

中小企業・小規模企業をめぐる情勢を勘案し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね３年ごとに基本計画に検討を加え、必要に応じ見直しします。

５．計画の進捗管理と効果検証

PDCA サイクルによる計画の進捗管理及び効果の検証については、必要に応じて琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画委員会で進捗状況を報告するとともに、条例第１２条に基づき、実施状況の検証し、公表します。




将来像
計画の柱
基本的施策（条例第５条）
琴浦町まちづくりビジョン
みんなが輝く住みよいまち
① 地域の宝である子どもを産み育てやすいまちづくり
② 安定した就労環境の整備と魅力あるしごとづくり
③ ふるさとの魅力を誇り、生き生きと輝くひとづくり
連動
琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略
コトウライフの創生
ひとが輝きまちが輝く
『しごと』
創業、経営基盤の改善・向上
（１）経営の安定及び革新
（２）経営基盤の整備
（３）新事業の創出及び起業支援
（４）資金調達の円滑化
『ひと』
人材確保・育成・事業承継
（５）人材育成・確保及び雇用
（６）労働環境の改善
（７）事業承継の促進
『つながり』
相互連携・支援
（８）支援・連携ネットワークの構築
（９）情報の収集及び提供
重点的施策
『重点』
経済循環・販路拡大
地域内の経済循環の促進
琴浦ブランド化の推進と販路拡大

１．《基本的施策の取り組み》

『しごと』創業、経営基盤の改善・向上

① 経営の安定及び革新

【課題】
○経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援により、中小企業・小規模企業の経営の安定強化を推進し、合わせて革新的な取組みにより企業価値を高める必要があります。

【取組事項】
○経営安定に関する国、県の施策の周知を図ります。
○商工団体等と連携し、情報を共有化することで、中小企業・小規模企業の相談支援体制の強化を図ります。

② 経営基盤の整備

【課題】
○中小企業・小規模企業は、大企業と比較して、経営基盤が弱いことから経済変動の影響を受けやすい状況にありますが、小規模であることの利点を生かした経営計画策定を通じて、経営環境の変化に強い企業となる必要があります。

【取組事項】
○中小企業・小規模企業者の各事業分野の抱える課題について、相談窓口の周知を図ります。
○中小企業・小規模企業の生産性向上に資する設備投資の促進及び企業誘致や町内事業所の新増設等により産業の振興、雇用の確保を図るため、税制面での優遇措置を図ります。

③ 新事業の創出及び起業支援

【課題】
○時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要です。
○地域資源の活用や地域活性化に繋がるような起業の発掘を推進し、本町における新たな産業の芽を伸ばしていく必要があります。
○町内在住者及びＩＪＵターン者による起業の推進のほか、交流人口（※1）・関係人口（※2）の拡大が求められており、働き方改革（※3）に伴う多様な企業ニーズに対応することが必要となっています。

【取組事項】
○新事業や新商品開発にチャレンジする企業に対し、各種支援施策等の情報提供を行います。

○特定創業支援窓口として、各支援団体と協力し、各種創業セミナーや創業塾等の周知に努めます。
○県や関係機関と連携し、町内在住者及び町外からの移住定住に結び付く起業の推進を図ります。また、企業誘致については、人手不足の雇用情勢が継続している中、製造業などの雇用の多い企業の誘致は困難であるため、ベンチャー企業（※4）やスタートアップ企業（※5）の誘致を支援するとともに、サテライトオフィス（※6）やワーケーション（※7）を推進し、交流人口等を創出することによって、地元企業との連携を図り、産業振興の成長へと繋げます。
○起業者同士の情報交換の場の提供及びネットワークづくりを支援します。

④ 資金調達の円滑化

【課題】
○事業継続及び創業時などに必要となる資金の円滑な調達を行うため、各種融資制度の活用、資金調達に関する相談機関との連携が必要です。

【取組事項】
○国や県が行う中小企業・小規模企業向けの低利融資制度や日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金の活用により、中小企業・小規模企業の負担軽減を図ります。
○金融相談窓口の周知を図ります。

『ひと』人材確保・育成・事業承継

⑤ 人材育成・確保及び雇用

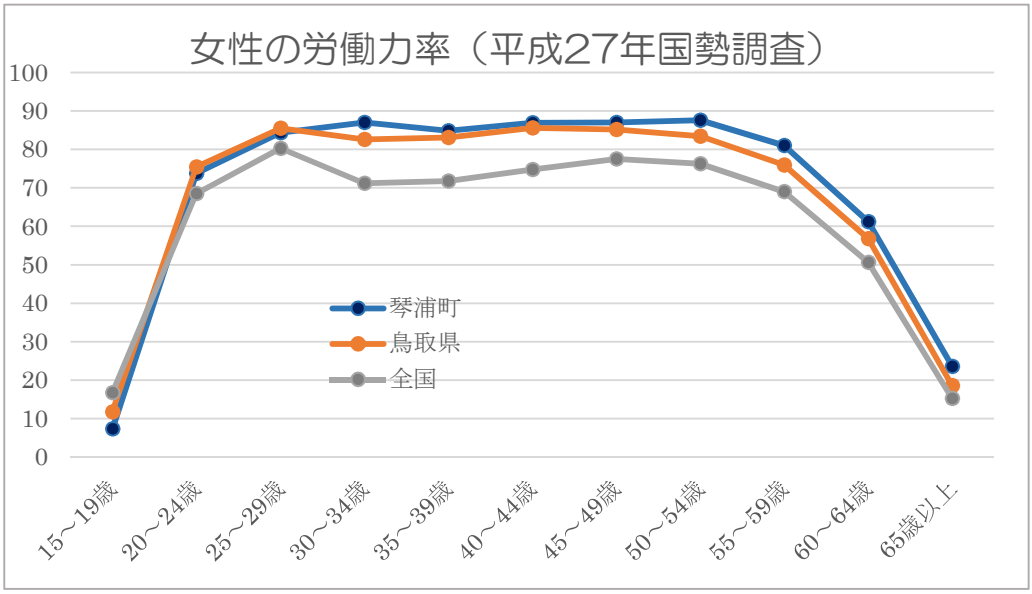
【課題】
○生産年齢人口の減少等により、近年有効求人倍率も上昇が続き、平成 30 年度は 1.66 倍とバブル期並みの水準となりました。しかしながら、求人数の増加傾向が続く中、求職者数は減少し人手不足が拡大、深刻化してきており、それに対する施策を講ずる必要があります。
○高校及び大学卒業時の県外流出を抑えるとともに、県外進学者の卒業時に町内中小企業・小規模企業への就職を促進する必要があります。
○地元企業をよく認識しないまま就職する傾向があり、若者等の離職率が高いため“見て・知って・体験する”場の提供が必要です。
○外国人労働者や外国人技能実習生（※8）が年々増加する中、主に住居確保・生活習慣・日本語教育が課題となっており、各企業に対しサポートを行う必要があります。

【取組事項】
○「しごとプラザ琴浦」や関係機関等と連携し、合同求人説明会や就職応援セミナーの開催をはじめ、生活困窮者・障がい者・IJU ターン支援等ならびに求職者、事業所の就職相談及び就職支援を行います。

○教育機関と連携し、ふるさと・キャリア教育（※9）の取り組みを行うことにより、郷土愛を育み、次世代を担う子ども達を育成します。また、児童・生徒に対し、地元企業人による授業及びＰＲ、地元企業・公共施設や農家等での職場・農家体験並びに、保育園やこども園、高齢者福祉施設での交流・福祉体験を通し、地元企業の良さ、地域に暮らす人々の生き方を学ぶ教育活動の推進に努めます。
○地元企業への就職意欲を高めるため、高等学校、大学等の教育機関と連携し、企業見学や職場体験、インターンシップ（※10）等の推進を行います。
また、進路担当の教員及び保護者に対し、地元企業を知ってもらうための取り組みに努めます。
○外国人労働者や外国人技能実習生を雇用している企業の状況把握を行うとともに、町内の空き家紹介または、生活習慣や日本語研修等「外国人材受入れ・共生相談窓口」や鳥取県国際交流財団等の関係団体と連携を図り、課題解決に努めます。
○各種研修会の開催を行います。
○ＳＮＳ（※11）等を活用した就職情報の発信に努めます。

⑥ 労働環境の改善

【課題】
○高齢者や女性、障がい者、外国人等従業員誰もが働きやすい環境を整えるとともに、経営を維持・発展させるために、経営者の意識・行動改革が必要です。
○琴浦町の女性労働率は、子育て世代である３０、４０代の就業率が全国及び県内と比べても高いことが特徴であり、子育てや介護をする上で職場と家庭の協力が必要不可欠であるため、両立を図る取り組みを推進していく必要があります。



【取組事項】
○働き方改革サポートオフィス鳥取、とっとり働き方改革支援センターによる支援窓口の周知を図ります。
○鳥取県男女共同参画推進認定企業制度等の普及に努めます。
○子育てや介護と仕事の両立を図るため、地元企業に対し、働きやすい職場づくり推進に向けた研修会の実施及び国・県等の各制度の周知を図りながら、労働環境の改善を推進します。

⑦ 事業承継の促進

【課題】

○経営者の高齢化と後継者難による事業継続が課題です。これから先、円滑な事業承継を行うためには、事業の持続性を確保できるだけではなく、後継者による新たな事業展開も期待できることや、町の経済活性化にも繋がるため、相談体制の充実や専門的なサポート機関との連携が必要です。

琴浦町の経営者全体の半数以上が 50 歳代、60 歳代
後継者が決まっていない事業所は約 7 割

（平成 29 年 11 月中部商工会産業支援センター事業承継アンケート調査より）

【取組事項】

○円滑な事業承継を進めるための相談窓口の周知を図ります。
○鳥取県事業引継ぎ支援センターとの連携に努めます。

『つながり』相互連携・支援

⑧ 支援・連携ネットワークの構築

【課題】

○支援団体（商工会等）に加入していない事業者に対する加入促進、ネットワーク、相談体制のＰＲが必要です。

琴浦町事業所数６７２社　（うち中小企業数　５７６社）
琴浦町商工会員数　４６１社（加入率 約６９%）
中小企業数　３９５社
琴浦町商工会調べ（令和元年６月末現在）

【取組事項】

○商工会への加入促進を図るための声かけを行います。
○事業者同士の交流・情報交換ができる仕組みづくりに努めます。

⑨ 情報の収集及び提供

【課題】

○各種支援施策等中小企業・小規模企業者に活用していただくためにもあらゆる情報を周知する必要があります。

【取組事項】

○国や県の動向を把握し、即座に対応できるよう情報収集を行い、企業訪問時や町広報誌並びに町 HP、琴浦町商工会等を通じ、周知に努めます。

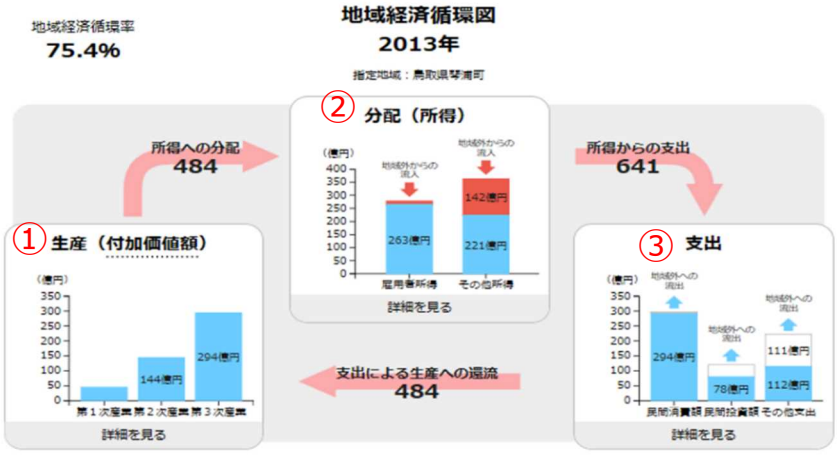
2．《重点的施策の取り組み》

『重点』経済循環・販路拡大

◎　地域内の経済循環の促進

【課題】

○ 2013 年の地域経済循環図では、町内の生産額（付加価値額）と町民及び企業が域外から稼いでくる金額の合計 641 億円が所得として入り、支出では 157 億円が域外へ流出しているという結果となっています。その結果、地域経済循環率（生産を分配で除した値）は 75.4%であり、24.6%は地域外に流出していると言えます。
今後、地域経済循環の過程で地域外にお金が流出した場合、地域経済が縮小する恐れがあるため、地元での生産・加工される産品や製品の購入または町内中小企業・小規模企業間での受発注等により、町内での資金循環を促進するよう取り組む必要があります。



地域経済分析システム（RESAS）
環境省（株）価値総合研究所受託

①	第１次産業	第２次産業	第３次産業
付加価値額（一人当たり）	228万円	621万円	659万円
付加価値額（一人当たり）順位	817位	1,064位	1,142位

②	民間消費	民間投資	その他支出
支出流出入率	-1.3%	-35.7%	-49.7%
支出流出入率順位	787位	1,406位	618位

③	雇用者所得	その他所得
所得（一人当たり）	301万円	203万円
所得（一人当たり）順位	1,652位	593位

「付加価値額」は企業で言えば、粗利益の部分であり、大雑把に言うと、「売上」から「仕入や外注費等の費用」を差し引いた額であり、地域の稼ぎを分配する前の「もうけ」の総額を示すもの。

琴浦町では、「第 1 次産業」が 45 億円、「第 2 次産業」144 億円、「第 3 次産業」294 億円で、計 484 億円の「もうけ」となる。

「付加価値額（一人当たり）」とは、従業者一人当たりの付加価値額、いわゆる労働生産性のことをさす。

地域の経済を生産面で支えている産業が何か、そして、各産業の労働生産性はどの程度で、それが他地域と比較して優位と言えるのかを把握することができる。

「雇用者所得」とは、地域住民が労働の対価として受け取る賃金や給料等。「その他所得」とは、「雇用者所得」以外の所得であり、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等が含まれている。

棒グラフの青い部分は「①生産（付加価値額）」で稼いだ所得を示している。オレンジの部分は他地域から流入した所得を示しており、琴浦町では、「雇用者所得」が 16 億円、「その他所得」が 142 億円流入している。

「雇用者所得」の流入とは、町民が地域外に勤務して、給料等を持ち帰っている状態のこと。「その他所得」の流入とは、町外の企業からの配当や町外で納税された税金の再配分等を通じて、町にお金が流入していること。

「その他支出」とは、政府支出と地域産業の移輸出入収支額等が含まれており、役場や国の出先機関等からの発注額などもこの項目に含まれる。

棒グラフの青い部分は、消費や投資など、町に支出された金額を示している。上部にある点線に囲まれた部分は、他地域への流出額を示しており、「民間消費額」は他地域に 4 億円、「民間投資額」では 43 億円、「その他支出」では 111 億円と合計 158 億円が流出していることになる。

「支出流出入率」とは、地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合。この値がマイナスの場合は、地域で得た所得が他地域へ漏れていることになる。

【取組事項】

○工事の発注、物品及び役務の調達など、町内企業の発注機会の確保や増大に努めます。しかし、緊急時には域外からの連携支援は必要と考えます。
○地域に貢献する事業者の意識を高めるとともに、事業者が安心して暮らせるまちづくりについて貢献していることを住民に対し、理解するよう努めます。
○地域内経済循環の促進を図るため、地域外へ流出しているものを特定するための調査・分析を行います。
○住民への地元商店利用による消費拡大・販売促進に向けた啓発を図るとともに、マイナンバー（※12）を活用した消費活性化策に取り組みます。
○キャッシュレス化（※13）推進に向け、事業者に対しては、店舗等の省力化、資金の見える化が図れるとともに、消費者に対しては、ＡＴＭ等で現金を引き出す手間が省ける、ポイントが貯まるなどといった利点を含め、個々の事業者及び消費者の判断を尊重しながら、状況に応じたキャッシュレスの推進を図ります。
○「ふるさとの恵みで乾杯条例」の主旨に基づき、地元産飲料等の普及・啓発に努めます。

◎　琴浦ブランド化の推進と販路拡大に対する支援

【課題】

○6 次産業化（※14）の取り組みを推進し、所得向上を図る必要があります。
○地域経済活性化を図るため、町産品の発信ならびに首都圏や海外における販路拡大を推進する必要があります。

【取組事項】

○観光・農林水産関係者と連携した琴浦ブランド化推進に資する事業の取り組みを行います。
○県や各種支援機関が実施する施策の周知を図ります。
○県や関係機関等が開催する物産展や商談会への情報提供に努めます。
○とっとり中部発信プロジェクトへの参画推進に努めます。



とっとり琴浦
グランサーモン



農畜産物

琴浦町フェア



参考資料

用語解説

※ 1　交流人口

外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど、特に内容を問わない。

※ 2　関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。ふるさと納税を通じて寄付をした人、地域おこし協力隊など。

※ 3　働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することで、労働生産を高め、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す改革。

※ 4　ベンチャー企業

成長過程にある中小企業を指し、中長期的にこれまでに存在していなかった新しい技術やビジネスモデルを展開していく企業。

※ 5　スタートアップ企業

新しいビジネスモデルを創り出して、短期的に市場を開拓していく企業。

※ 6　サテライトオフィス

企業の本社、本拠地から離れた場所に設置されたオフィスのこと。本社の“サテライト＝衛星”のように存在することから、このように名付けられた。オフィスの所在地を変える、もしくは増やすことで多様な働き方を実現しようとする試み。

※ 7　ワーケーション（Workation）

「ワーク」（Work：仕事）と「バケーション」（Vacation：休暇）を組み合わせた造語。「働きながら休暇を取る」ことで、リゾート地などで休暇を兼ねて、通信環境の整った場所で行う労働形態を指す。

※ 8　外国人技能実習生

日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得を目指す外国人。

※ 9　キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※10　インターンシップ

学生が自己の適正の把握や仕事内容の理解するために、在学中の一定期間に企業内で就業体験を行うこと。

※**11　SNS**（Social Networing Service：ソーシャルネットワーキングサービス）

人と人との社会的繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。

※**12　マイナンバー**

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤。住民票を有する全ての方に１人１つの番号を付与して、行政の効率化、国民の利便性を高める制度。

※**13　キャッシュレス**

クレジットカードや電子マネー・口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使用せずに支払い・受け取りを行う決済方法。

※**１４　６次産業化**

生産者（１次産業）が加工（２次産業）と流通・販売（３次産業）も行い、経営の多角化を図ること。６次産業の「６」は１次・２次・３次のそれぞれの数字を掛け算したものであり、産業の融合を図り、新たな価値を生み出すことを意味する。

琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例

平成 31 年 3 月 22 日
条例第 12 号

琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、豊かな自然環境や歴史・文化が根づく、安らぎにあふれた町である。北は商工業地帯、中心部は県下有数の生産・販売高を誇る農業、南は大山滝、伯耆の大シイ、船上山等で知られる風光明媚な地域となっている。

町内事業所数は、県内町村の中でもトップクラスを誇り、小売業、サービス業及び建設業を中心に多様な職種が町の経済・雇用を支えている。

近年、自然災害が多発する中、平成 30 年には台風 24 号により町内でも大きな被害が各所で発生したが、その際には多くの地元企業の協力を受け、災害発生時及び災害復旧の対応を行うことができた。これは地域に様々な企業が多数存在していることの重要性を改めて認識する機会となった。

一方で、少子高齢化の進行や人口減少といった社会情勢の変化により、事業の継続や事業承継に苦慮している事業者も多く、また、人材の確保が困難であることを理由に廃業する事業者も増加しており、町内の商工業の基盤が揺らいでいる状況にある。

こうした背景の中、地元企業の安定経営と地域経済の持続的発展を図るためには、中小企業・小規模企業の主体的な努力はもとより、町、商工会、金融機関、教育機関及び町民が連携し、中小企業・小規模企業の振興の重要性を理解し、守っていくことが必要である。

このため、中小企業・小規模企業の振興を町政の重要な柱と位置づけ、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の振興を図ることにより、豊かで活力のある町、安心して暮らせる町の実現のため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第１条　この条例は、中小企業・小規模企業が琴浦町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　中小企業　中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条第１項各号に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(２)　小規模企業　中小企業基本法第２条第５項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(３)　商工会　商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。

(４)　金融機関　銀行、信用金庫その他金融業を行う者及び信用保証協会で町内に所在するもの又は町内で事業活動を行うものをいう。

(５)　教育機関　学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第１条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関で町内に所在するものをいう。

(６)　町民　町内に在住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。

(基本理念)

第３条　中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他関係機関との連携を図り、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

(基本計画の策定)

第４条　町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

２　町は、基本計画を定めるに当たり、中小企業・小規模企業の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

３　町は、中小企業・小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね３年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

４　第２項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第５条　第１条の目的を達成するため、第３条の基本理念に基づく基本的施策は、次の各号に掲げる中小企業・小規模企業の振興に関する施策とする。

(１)　経営の安定及び革新に関する施策

(２)　経営基盤の整備に関する施策

(３)　人材育成・確保及び雇用の安定に関する施策

(４)　労働環境の改善に関する施策

(５)　事業承継の促進に関する施策

(６)　新事業の創出及び起業支援に関する施策

(７)　資金調達の円滑化に関する施策

(８)　支援・連携ネットワークの構築に関する施策

(９)　情報の収集及び提供に関する施策

(町の責務)

第６条　町は、第４条に定める基本計画に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

２　町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業・小規模企業をはじめとする町内事業者の受注機会の確保や増大に努めなければならない。

３　町は、中小企業・小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の役割)

第７条　中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化及び経営革新に努めるものとする。

2　中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3　中小企業・小規模企業は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、災害発生時には町及び町民と互いに協力するよう努めるものとする。

4　中小企業・小規模企業は、子育て、介護支援等に配慮したワークライフバランスに関する取組を行い、全ての人がお互いを尊重し、共に働きやすい職場づくりに努めるものとする。

5　中小企業・小規模企業は、商工会への加入に努めるものとする。

6　中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第８条　商工会は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第９条　金融機関は、中小企業・小規模企業が自主的に経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営の相談の対応等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び事業の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第 10 条　教育機関は、児童・生徒に対し、職場体験活動、職業に関する理解を深める学習等を通じ、郷土愛を育むとともに、健全な職業観及び勤労観を形成し、地域の将来を担う人材育成に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第 11 条　町民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2　町民は、消費者として町内で生産、製造及び加工される産品並びに提供されるサービスを積極的に利用するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第 12 条　町は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2　町は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、商工会その他関係機関の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第 13 条　町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 14 条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 31 年４月１日から施行する。

琴浦町商工観光課
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万５９１番地２
ＴＥＬ：（０８５８）５２－１７１３
ＦＡＸ：（０８５８）５２－１７１４